



松企第378-1号

平成30年3月22日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一 様

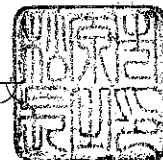
河内地域協議会

議長 西城 敏幸 様

南河内地区協議会

議長 鳥井 一雄 様

松原市長 澤井 宏文



2018（平成30）年度自治体政策・制度予算要請について（回答）

平成29年10月3日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答します。

1.雇用・労働・WLB施策

<補強>

(1)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

(回答)

地方創生交付金充当事業として、市内企業の輸出促進や地産地消の普及促進の事業を行うことで、引き続きしごと創生を図ってまいります。

また、本市では、企業立地促進条例において、雇用促進奨励金制度を行っており、指定事業者が市民を正規雇用した場合30万円を、障害者雇用の場合は60万円を交付するなど、雇用の促進を図っております。

さらに、若年者層の雇用安定につきましては、ハローワークや商工会議所と連携し、地元事業所との合同面接会等を実施しております。今後は、若年者及び介護福祉分野における定着支援につきましても、関連機関と連携して検討してまいります。

<補強>

(2)産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

(回答)

「ものづくり」分野での人材につきまして、後継者不足対策や事業引継ぎなどは非常に重要であり、社会全体の課題であると認識しております。本市につきましても、事業引継ぎ支援窓口やインターンシップコーディネートの紹介、中小企業の社員向けのセミナー周知等に取り組むなど、引き続き地場産業の活性化のための施策を行い、より効果的な施策について協議してまいります。

<継続>

(3) 地域就労支援事業について (★)

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

(回答)

庁内に松原市雇用就労支援センターを設置し、就労困難者等に対して求人情報やスキルアップのための職業訓練等の各種情報を提供しております。また、地域労働ネットワーク関連事業として、合同企業面接会、中小企業労働環境向上塾を開催しております。今後も様々な機関との情報共有を深め、地域就労支援事業の強化に努めてまいります。

<継続>

(4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について [一般市に要請]

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけではなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験先や認定就労訓練事業所等を確保するなど、生活困窮者自立支援事業を強化すること。また、要支援者は高年齢者層の疾病や低収入・就労困難など、複合的な問題が起因していることから、タイプ別課題に応じた細やかな支援体制を構築すること。

(回答)

就労準備支援事業の就労体験先の確保等については認定事業所等との連携を進めてまいります。また、複合的な問題を抱える要支援者に対してはきめ細やかな個別支援を図るよう努めてまいります。

<継続>

(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

(回答)

近年のハラスメント相談の増加傾向を踏まえ、松原市企業人権協議会において、研修会

等でハラスメントやメンタルヘルスに関する講演やDVD上映を開催し、啓発チラシの配布や講演会の案内を行っております。また、南河内地域労働ネットワーク事業として平成30年度は中小企業経営者等向けにトラブルを未然防止し、良好な職場環境づくりを支援することを目的とした大阪府中小企業労働環境向上塾「働く人と雇う人のルール～就業規則～」の実施を予定しております。さらに労働相談事業として、市内の社会保険労務士と委託契約し、労使間の問題解決の支援に努めております。今後も、労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実を努めてまいります。

<補強>

(6)長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

(回答)

労働相談事業を通じて問題が疑われる企業に対しては、労働局・労働基準監督署と連携し、問題解決へ取り組んでまいります。その一方で、企業に対しては、労働環境の向上、労使間の信頼関係構築、労働法の基礎的知識等を周知・啓発することを目的として、南河内労働ネットワーク等と連携し、講座などの実施を図ってまいります。

<補強>

(7)女性の活躍推進と就業支援について(★)

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

(回答)

女性の積極的な登用・評価を実施するための推進計画につきましては、平成26年度に「第3期まつばら男女かがやきプラン」を策定し、基本課題として取組んでおり、今後におきましては、現行計画の目標年次である平成30年度を迎えることから、女性活躍推進法も踏まえ、新たな課題や社会情勢に対応するため、平成31年度より、「第4期まつばら男女かがやきプラン」を推進計画として策定してまいります。

また、定着支援につきましては、女性に対する起業応援事業を引き続き実施し、就業意欲の向上に努めてまいります。

さらに、女性の就労を支え、その定着を支援するために大阪府が作成した冊子やチラシ

を配架・配布しております。また、スキルアップや再就職のための講座等を開催し、就業支援の充実を図ってまいります。

<新規>

(8) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

(回答)

仕事と生活の調和推進の取組につきましては、固定的な男女の役割分担意識が影響することを踏まえ、家庭における男女の相互の協力ができるよう様々な講座の開催や男性の育児休業取得率の向上に向けた取組などを実施し両立支援の拡充に努めてまいります。

また、企業に対しましては、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんマーク・プラチナくるみん」や大阪府が実施している「男女いきいき元気宣言」登録制度等についてさらなる周知・啓発を図ることで、安心して働き続けられるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取組に努めてまいります。

<新規>

(9) 治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

(回答)

病気を抱える労働者に対する労働環境の整備につきましては、昨年12月に策定された「がん対策加速化プラン」に基づき、企業・主治医・産業医等の関係機関と連携したサポート体制を構築し、治療と職業生活が両立できるような支援に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

<補強>

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげること。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観

光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

(回答)

大阪版DMOとして大阪観光局の機能強化が図られる中、本市においては、ビッグデータの分析を容易にするため、観光スポットへのOsaka Free Wi-fi設置を進めてまいります。

また、平成30年度からは、観光協会を新たに立ち上げ、本市の観光をアピールすることや、国内外からの観光客に対する受入体制等の整備について、対応してまいります。

さらに、外国語ボランティアガイドによる案内やQRコード等を用いた多言語案内看板の整備を行い、今後も、ニーズに対応しうる体制を整えてまいります。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①付加価値の高いものづくり事業の強化について

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

(回答)

中小企業者のニーズに合致した施策を実施することは非常に有効性の高いものであると認識しております。本市につきましては、クリエイション・コア東大阪内の大阪府ものづくり支援拠点の常設展示場への出展料補助等を行っております。また、松原商工会議所が実施する「ものづくりエクセレント企業」の認定事業に参画し、大企業に勝るとも劣らない魅力的な製造技術・品質管理技術を保有するものづくり企業の効果的なPRやビジネス拡大を支援するほか、本市の優れた商品（製品）や特産品、企業の技術・ビジネスモデルなどを発掘し、情報発信することで、本市発の商品価値によりブランド力を高め、活力ある地域づくりを目指した、まつばらブランド「La Matsubara」認定事業にも注力するなど、引き続き、地場産業の活性化のための施策を行ってまいります。

<継続>

②TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全

累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

(回答)

TPP協定において採用された、原産性を判断する「完全累積制度」につきまして、本市の企業のニーズに合致した支援における、各関係団体との連携や、制度そのものについての周知について、効果的な手法検討に努めてまいります。また、輸出支援サービスを希望する市内製造事業者に対して、輸出業務における研修実施や、国内商社との商談会開催など、事業者に応じた輸出プラン作成への力添えに努めてまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(回答)

実感の乏しい景気回復のなか、中小企業者は依然厳しい経営状況にあります。大阪府の制度融資の活用を促進することに加え、制度融資と連携した本市の融資制度につきましても引き続き実施し、事業者の円滑な資金繰りを支援してまいります。

<補強>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

(回答)

最低賃金につきましては、広報誌への掲載や駅前商業施設外壁に設置された大型ビジョンによる啓発情報の放映、ポスターやリーフレットの関連施設への配架等を実施することで周知を図っております。また、中小企業に対しては、事業場内最低賃金の引上げに向けた環境整備支援セミナー等、国の実施する最低賃金の引上げに向けた支援事業についての周知に努めております。今後も、労働局や大阪府と連携し、中小企業への支援施策を図ってまいります。

<継続>

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(回答)

入札につきましては、これまで低入札価格調査制度や公募型指名競争入札など多種多様な入札方法を導入し、公共工事の入札および契約の適正化に努めてまいりました。総合評価入札制度の導入につきましても大阪府や近隣各市の状況等も参考に、今後研究してまいりたいと考えております。

また、公契約条例の制定に関しては、全国的な議論がなされていること、また一部の市で制定されていることは認識しております。当面は、公契約法の制定も含めた国の対応を注視していきたいと考えております。

<継続>

(4) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

(回答)

財) 全国中小企業取引振興協会では、平成 20 年 4 月より「下請けかけこみ寺」事業として企業間取引に関する相談窓口を設置しております。本市と致しましても、下請二法等の周知により公正な取引の推進に努めるほか、相談窓口のより一層の有効活用のため、積極的な情報提供を図ってまいります。

<継続>

(5) 非常時における事業継続計画 (BCP) について

業務継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

(回答)

優先業務を選定するに際して、前提となる被災シナリオの作成や業務開始目標時間の設定、職員参集予測、必要資源の評価など各課と調整を実施し、調査・検討が必要になるこ

とから、効率よくまた効果的に実施するため、BCP策定に関する豊富な業務経験のある業者と業務委託し、平成29年度中に計画を策定します。専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問等計画策定を支援するには、専門的な知識を有する職員が必要で、自治体単独で推進するのは難しく国、府へ支援の要望を行ってまいります。

また、企業におけるBCP策定に向けた取組につきましては、現段階では企業の自主性に任せているところであり、府や近隣市町村の取り組みに係る進捗状況などを鑑みながら事業者への周知を図ってまいります。

<新規>

(6) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

(回答)

成長分野への重点投資につきまして、府などの意見を踏まえ、本市の実情に即した施策について協議するなど、産業振興と雇用創出を総合的に推進してまいります。

また、平成29年4月に「なにわの伝統野菜」に認定された「難波葱」について、本市においてのブランド化の推進およびその生産者の確保、「まったく愛っ娘〜松原育ち〜」・「河内鴨」等既存地域ブランドのさらなる知名度の向上および販路の拡大、また、それら地域資源を活用した6次産業化の推進に取り組んでまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<補強>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

(回答)

介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供できる体制整備をすすめております。昨年度より地域ケア推進会議等で、地域の課題を把握し、解決に向けて、住民を含め地域で活動する様々な担い手との協働により支え合う仕組みづくりを目指し協議しております。

<補強>

(2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連 4 計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、平成 26 年 3 月に「第 2 次健康まっぼら 21 (健康増進計画・食育推進計画)」を策定し、「栄養・食生活」や「歯の健康」を初めとする 7 つの分野の現状把握・評価を行い、目標達成に向けた取組を推進しております。

また、第 2 次大阪府健康増進計画における数値目標の達成につきましては、目標達成にむけて、がん検診受診勧奨の取組を行っております。これからも、市民・地域・関係団体と連携・協働し、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、自らが積極的に取り組める環境づくりへの支援を行ってまいります。

また、平成 29 年 1 月にオープンしましたまっぼらテラス (輝) におきまして、市民との協働や民間活力の導入による多様な取り組みを通して、子育て支援や生涯学習支援をはじめ、介護予防や健康づくり事業の充実を図り、子どもから高齢者まで様々な世代の方が触れ合える交流拠点施設として、市民誰もが健やかに暮らし、健康寿命の延伸につながるよう取り組んでおります。

<新規>

(3) がん対策基本法の改正について

昨年 12 月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

(回答)

本市では、がんを知り、がんを予防することについて、1 次予防として健康教育を行っております。食生活の改善や受動喫煙の問題などについて、教室やイベントを実施し、普及啓発に努めております。また、教室や様々な媒体を通じて、2 次予防としてがん検診の受診勧奨を行い、受診率の向上に努め、早期発見・早期治療につなげております。

<補強>

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

(回答)

平成 29 年度は大阪府・大阪福祉人材支援センター・市町村にて南河内地域介護人材確保連絡会議を開催し、南河内ブロックにおける人材確保の広報として、ポスター撮影、YouTube 動画、イベントでのポケットティッシュ配布等実施しております。また、「介護職員処遇改善加算」につきましては、関係部局と連携しながら、適正な算定の指導を実施し、国の責任において、介護処遇改善交付金を交付するなど、抜本的な解決策を講じられるよう、国・府に要望しております。

(5)インクルーシブ (包摂的) な社会の実現にむけて

<補強>

①障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

(回答)

障がい者への虐待防止への取組は市の責務とされており、本市においては平成 25 年度より、障害者支援施設に委託し、障がい者の緊急避難の場所の確保を行っております。また、基幹相談支援センター等と連携しながら、家族等への心のケアを行っております。今後は、自立支援協議会と連携し、障がい者福祉施設への研修指導を進めてまいります。

また、庁内関係各課や大阪府警とも連携し、虐待防止・予防に努めてまいります。

さらに、引き続き障害福祉サービス事業者に対し、虐待防止に関する事項を含め、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例・その他関係法令を遵守するよう指導・監査を行っております。

<補強>

②障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。

*検討中 (2017 年 4 月 1 日現在)

守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

(回答)

本市では障害者差別解消法の制定後よりその施行に向けて、様々な取組を行ってきました。平成 28 年 4 月には「職員対応要領」を作成し、また、啓発パンフレットの作成を行い、住民への周知徹底を図っております。

平成 29 年 4 月よりは自立支援協議会に「差別解消部会」を設置し、庁内関係部署や相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携を図りながら、差別解消法の差別解消のための取り組みをネットワークで行う体制づくりを進めています。

(6)子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて(★)

<継続>

①全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして 2 年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

(回答)

本市におきましては子育て支援センターを 9 か所設置するなど、在宅における子育て世帯へのサービスを拡充し、子育ての不安感や負担感を解消するとともに、待機児童の解消にもつとめているところです。今後も、地域のニーズを適切に踏まえ、松原市子ども・子育て会議での議論も頂きながら、事業計画の着実な推進に取り組んでまいります。

<補強>

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

(回答)

子育てしやすいまちづくりに取り組み、近畿でトップレベルとなる子育て支援センターの開設や、すくすくポイントカードなどの実施により、在宅の子育て世帯の支援を充実させるとともに、保育園の新設や増改築による保育定員の増加を図ったことにより、年度当初待機児童ゼロを 8 年連続で達成したことに加え、平成 29 年度におきましては、年内の待機児童がゼロとなりました。大阪市内に隣接する都市において、本市の待機児童ゼロの取り組みは、府下でもトップレベルとなっております。

今後も、年間を通じた待機児童ゼロを目指すとともに、さらに子どもを産み育てたくなる街に向けて、日本一の子育て支援の充実に取り組んでまいります。

<補強>

③病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。

(回答)

病後児保育につきましては、医療機関に委託を行っている施設型病後児保育事業として、年間延べ人数でおおよそ100名の利用をいただいているところです。

今後とも、より市民ニーズに沿った子育て支援事業の充実に向けて取り組んでまいります。

<補強>

④休日保育の充実

多様化する社会環境のなかで、休日も保育を必要とするサービス業等に従事する世帯のために休日保育を拡充し、保護者の就労を支援し、健全な子育て環境を維持すること。尚、休日保育においても、病児・病後児保育ができるよう努めること。

(回答)

医療機関等関係機関と連携をとり、子育て支援事業の拡充に努めてまいります。

<補強>

(7)子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。

(回答)

子どもの貧困対策の推進に当たり、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の総合的な取組が必要であることから、それらの施策の充実のために必要な財源措置を講じるよう、大阪府が国に対して要望しております。またNPO法人等による子ども食堂など、地域における子どもの「居場所」づくりの取組が始まっており、集合型学習支援についても進学支援、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけや学びなおしを実施するとともに日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供を実施しており、今後とも地域と協働した取組を進めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 教育の質的向上にむけて (★)

①指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。

※高槻市、泉佐野市：小学校全学年に拡充。枚方市：4年生まで拡充。

堺市：小学校3～6年生を38人学級。

豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町は、独自で職員数を確保。

②相談体制を強化した教育の質的向上

<補強>

子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、現在の教職員の数では解決も対応すら困難な状況である。また、それらが要因で教師の長時間労働にもつながっている。子供を取り巻く課題解決と教師の長時間労働を解消するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすること。また、大阪府にも働きかけること。

(回答)

学級編制における定数基準を35人とするにつきましては、大阪府において、平成18年度より小学1年生にて、また、平成19年度より、小学1、2年生に拡大され、現在に至っております。大阪府都市教育長協議会、都市教職員人事主担課長会と連携し、新たな教職員定数改善計画案における小学3年生以上の学年への35人学級の実現を、府を通じて、国に働きかけているところです。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、平成29年度で2名配置のところ、平成30年度では、3名に増員し、拡充をいたします。今後も更なる拡充について要望してまいります。

<補強>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

(回答)

現在、本市教育委員会では高校等進学に向けての奨学金（大阪府育英会奨学金等）を各中学校宛てに案内及び書類作成指導をしております。

<補強>

(3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

(回答)

市内の小学6年生及び高校生を対象とした出前講座及び模擬投票や選挙機材の貸出を実施しております。中学生にも選挙機材の貸出を実施しております。

また、平成28年7月の参議院議員通常選挙から開始した投票事務ボランティアを、平成29年5月の市長及び市議会議員補欠選挙でも実施し、市内の高校生にボランティアとして、投票事務を体験してもらいました。

平成29年度には中学校区フェスタで選挙啓発ブースを設け、小学生・大学生ボランティアとともにパネル展示や抽選会等を実施しました。

今後も、未来の有権者に向けた選挙啓発の取組に努めてまいります。

(4)人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

①女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

(回答)

「女性に対する暴力をなくす運動」につきましては、女性に対する暴力防止事業といたしまして、セミナーやパネル展などを実施し意識啓発や情報周知などの充実に努めております。また、被害者への支援体制につきましては、大阪府と連携し充実の努めをまいります。

<補強>

②差別的言動の解消

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

（回答）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行に伴い、市民を対象にセミナーを実施するなど啓発に努めており、引き続き地域の実情に応じた施策を実施するよう努めてまいります。

<新規>

③部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

（回答）

就職差別につながる採用選考の問題につきましては、企業人権協議会と連携し、啓発活動を実施するなど周知に努めてまいります。

部落差別解消法の市民に対する周知につきましては、啓発ポスターを市役所や公共施設に掲示するとともに啓発グッズを配布するなど、様々な取組を行っております。

今後におきましても、引き続き、市民に対する周知に努めるとともにあらゆる差別撤廃にむけた施策を講ずるよう努めてまいります。

<継続>

(5) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないように改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

（回答）

財政健全化については、出来得る限り市民サービスに影響が出ないように、市税等収入対策の徹底をしつつ、企業誘致などによる市内産業経済の活性化策や市民雇用の拡大、定住人口の獲得に向けた取組を促進し、自主財源の確保に努めてまいります。また、国に対しても、地方一般財源の確保などを要請してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化 (★)

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(回答)

本市のごみの資源化・減量化施策としては、「ごみの分別と出し方」や「事業系ごみの分別と出し方」のパンフレットを利用して家庭や事業所に対しての周知啓発、市民自らが生ごみを堆肥化する等の減量化処理に繋がる取り組みとして「生ごみ減量化等処理機器購入助成金」制度、その他、不用品の情報交換の場である「不用品情報板」の設置や集団回収を実施する団体に対して回収量に応じて報奨金を交付する「集団回収報奨金制度」等を設けており、市民のごみの減量化や資源化の意識の高揚促進に努めております。

以上の施策の結果として、現在、本市におけるリサイクル率は、平成27年度では18.5%で、大阪府の平均（平成27年度大阪府平均値：13.8%）より上回っており、「大阪府循環型社会推進計画」に示されている目標（平成32年度目標値：15.8%）をすでに達成している状況にあります。

平成28年6月から可燃ごみの分別区分変更を実施し、平成29年1月から不燃物・粗大ごみの電話申込制を実施しており、町会、各種団体等を対象に約7,300人に対して、ごみの説明会を行い、各種団体とも連携を図りながら、市民への周知啓発活動を徹底しているところでございます。

今後も、ごみ排出量の削減、再生利用率の向上及び「大阪府循環型社会推進計画」との整合性を図りながら、循環型社会の形成に取り組んでまいります。

<継続>

(2) 食品ロス削減対策の推進 (★)

大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

(回答)

食品ロス削減の取組につきまして、今後のごみ減量施策の一つであると考えております。その一環として、市の広報誌に食品ロスに関する記事の掲載、市主催のイベント等におい

て、食品ロスに関するチラシを配付する等の周知啓発活動、また、各関係機関等と連携し、社会福祉協議会が主催するフードドライブの後援を行う等の取組を実施しています。今後も各関係機関等と調整を図りつつ、総合的な周知啓発活動の実施に努めてまいります。

<補強>〔木材利用方針を未策定の市町村のみに要請〕

(3)木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

※木材利用方針を策定済みの市町村(2016年12月末現在)

和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市、阪南市

(回答)

「大阪府木材基本方針」に基づき、府など関係機関と連携し、公共土木工事等における府内産材の利用促進に努めてまいります。

<補強>

(4)消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

(回答)

現在、消費者安全法第3条の基本理念に基づき、悪質事業者からの被害に迅速かつ的確に対応し財産を守るため「松原市消費生活センター」を設置し、市民の消費生活の安定に努めております。平成24年施行の「消費者教育の推進に関する法律」に基づく努力義務である消費者教育推進地域協議会の設置につきましては、「地方消費者行政強化作戦」における消費者庁の目標である全都道府県・政令市での設置が未達成である状況の中、未設置である大阪府・大阪市及び府内市町村の動向を鑑みながら検討してまいります。また、悪質電話勧誘被害対策として、高齢者等の希望世帯に通話録音装置の無償貸与を実施し、引き続き消費者被害防止に努めてまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

※策定済み 28 市町村

〔堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村〕

2017 年度策定予定 11 市町村

〔泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、柏原市、交野市、大阪狭山市、田尻町〕

2018 年度以降の予定 1 市〔吹田市〕

策定時期未定 2 市〔和泉市、摂津市〕

*大阪市は、住宅土地統計調査結果や区役所への通報データ等により空家の実態を把握
(2017 年 8 月 29 日現在)

(回答)

本市におきましては、平成 29 年 3 月に松原市空家等対策計画を策定し、空き家対策を進めております。平成 30 年度におきましては、特に管理不十分な空き家の所有者に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等として、改善の指導や勧告、さらには行政代執行を見据えた措置を実施してまいります。

<補強>

(2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

(回答)

活力や賑わいのあるまちを実現させるためには、地域の実情に応じた総合的な交通施策を強化し充実させることが大切であると考えます。

地域公共交通網形成計画の策定につきましては、現段階での予定はありませんが、大阪府等との連携・調整を図りながら、交通施策の強化とその充実を推進してまいりたいと考えます。

<継続>

(3)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

(回答)

本市におきましては、平成 24 年度に策定した松原市新バリアフリー基本構想に基づき、市内 4 駅を中心とした地区のバリアフリー化を推進しています。駅につきましては、エレベーター設置を含む駅のバリアフリー化に対する事業者への支援を実施しており、平成 26 年度には河内天美駅のバリアフリー化が完了しました。今後、布忍駅は平成 30 年度、高見ノ里駅は平成 31 年度に駅のバリアフリー化工事を予定しており、順次エレベーター設置等バリアフリー化に対する支援を実施してまいります。

<継続>

(4)自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車に関係する事故は年間 1 万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

(回答)

松原市の自転車走行空間の整備につきましては、歩行者や自転車等が混在する河内松原駅西側の南北道路におきまして、整備を行いました。また、大阪府につきましても、府道堺港大堀線や堺大和高田線をはじめとした市内幹線道路について整備を進めているところです。また、市民に対する啓発活動につきましては、警察と協力して、小中学校等における交通安全教室、街頭キャンペーンを行うなど広く啓発活動を行うほか、高齢者に対する自転車用ヘルメット購入費の一部助成を行い当該ヘルメットの普及及び着用促進に努めており、今後も継続して交通安全対策を推進してまいります。

<継続>

(5)防災・減災対策の充実・徹底 (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

(回答)

本市で作成し、平成29年度に広報紙とともに全世帯に配布しています防災総合ガイドマップを活用した出前講座や、平成24年度から毎年小学校3校において地域住民や自主防災組織の方々と協働で実施している地域防災ネットワークプロジェクト訓練、また全市をあげて毎年医療機関や各種事業所と連携し実施している松原市防災総合訓練において、防災啓発活動を実施しております。

<継続>

(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

(回答)

国、府との連携を更に深め、適切な避難行動がとれるように情報発信を行ってまいります。また、平成29年10月に発生した台風第21号の経験を含め、今後も出前講座、地域の防災訓練等において風水害対策の周知・広報を実施してまいります。

雨水対策につきましては、雨水管及び雨水取込施設のさらなる整備を進め、浸水不安の解消に努めてまいります。

また、市内の公共水路の状況をリアルタイムで確認できるように監視カメラを増設し、監視体制の強化に努めております。

さらに、市内の主要河川にも監視カメラを設置し、HP等でも情報提供しており、大阪府のHPともリンクすることにより広く市民への情報提供を進めております。

<継続>

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

（回答）

公共交通機関や警察、防犯協議会、事業場防犯協会と連携し暴力行為防止に向けたキャンペーンの実施や、ポスター等の掲示を行っております。また、市の広報紙やホームページにも防犯対策等の情報を掲載し周知啓発に努めております。今後も、警察や関係機関と連携し暴力行為防止に向けた啓発活動等を推進してまいります。

